平成２７年（フ）第５９号
北海道余市郡余市町大川町４丁目５番地、前住所北海道小樽市清水町14番10号　コーポフォーライフ202号室
債務者　本間のぞみ（旧姓名取・中村）
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第４７号
岩手県花巻市湯口字大沢100番地３
債務者　照井　勝則
1　決定年月日時　平成27年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第６５号
岩手県北上市鬼柳町荒堰１番地　シティパークⅢ―205号
債務者　川村いづみ（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成27年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第３８５号
仙台市青葉区荒巻本沢３丁目１番32―306号
債務者　小鷹　由美
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４０１号
仙台市太白区鹿野本町22番10号
債務者　大竹美枝子
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２６号
宮城県柴田郡大河原町字新桜町７番地１
債務者　中鉢　伊美
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（フ）第１３９号
茨城県桜川市西小塙1758番地12
債務者　萩原　明美
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３７号
茨城県つくばみらい市絹の台１丁目８番地５　シェヌー205
債務者　高辻　龍也
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第２０３号
千葉県柏市高柳1483番地22
債務者　塚原千鶴こと　禹　　千鶴
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２４９号
千葉県柏市西原５丁目９番１号　コーポ木村205号
債務者　豊田惠美子
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２８７号
千葉県柏市あかね町12番７号
債務者　小森　伸康
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２８８号
千葉県柏市あかね町12番７号
債務者　小森都美子
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２９０号
千葉県松戸市千駄堀1853番地
債務者　安藤　拓摩
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５６号
千葉県木更津市木更津２丁目12番８号　ＦＲＥＧ木更津13号室
債務者　大塚　健史
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第１４８号
福井県鯖江市糺町第17号83番地　コーポ・すずらん．101、旧住所金沢市西金沢３丁目451番地４
債務者　神谷　信一
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６９号
福井県吉田郡永平寺町松岡湯谷第８号19番地
債務者　橋本　英理
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２７号
長野県岡谷市天竜町１丁目１番３号　横商203号
債務者　古畑　慶子（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成27年７月23日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
長野地方裁判所諏訪支部